

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合</p> <p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度発生した新型コロナウイルス感染症について、現在はオミクロン株による第6波の発生により感染者が急増している状態である。 ・感染拡大防止の方法のひとつに、窓の開閉によるこまめな換気が推奨されているところである。 ・管財課より、感染症対策事業として、各総合庁舎の網戸の設置を統一的に進めた旨の連絡があった。 ・その連絡に基づき、当庁舎の網戸の設置状況を確認したところ、設置されていない箇所が13カ所あった。 ・網戸のない窓において、ガラス窓を開けると室内からの物の落下や外からの虫の侵入等が懸念されるところである。 ・現在、頻繁にガラス窓を開けて換気をしているところであり、また、管財課の指示もあることから、早急に網戸を設置する必要がある。 <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>(有)本多建設は岐阜県の入札参加資格者名簿(建設工事)に搭載されているだけでなく、可茂総合庁舎に近接した場所に事務所があり、緊急の対応が可能となる。また、下記のとおり岐阜県との工事の実績もあることから(有)本多建設を選定した。</p> <p>【令和2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中濃子ども相談センター間仕切り等改修工事 ・可茂保健所拡張工事 <p>【令和3年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員駐車場側溝等改修工事 ・犬舎漏水修繕工事
--	---